

議案第18号

羽曳野市立中央スポーツ公園条例の一部を改正する条例の制定に  
ついて

羽曳野市立中央スポーツ公園条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和4年2月24日 提出

羽曳野市長 山入端 創

## 提 案 理 由

羽曳野市立中央スポーツ公園内のプールの使用料を設定するため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市立中央スポーツ公園条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市立中央スポーツ公園条例(平成28年羽曳野市条例第25号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第6条関係)

区分		単位	料金
多目的グラウンド	半面	2時間	1,000円
	全面		2,000円
西多目的広場			1,000円
プール	大人	1人2時間以内	400円
		以後1時間までごとに	200円
	小人(小学生及び中学生)・障害者	1人2時間以内	200円
		以後1時間までごとに	100円
	幼児(未就学児)	1人	無料

備考

- 本市の区域内に在住、在勤又は在学をする者以外の者が使用(プールの使用を除く。)をする場合は、料金の2倍の額とする。
- 小学生には義務教育学校の前期課程の児童を含み、中学生には義務教育学校の後期課程の生徒を含む。
- 障害者とは、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者をいう。
- 障害者の介護をする者(障害者1人につき1人に限る。)がプールを使用する場合は、料金の半額とする。

附 則

この条例は、令和4年7月1日から施行する。

羽曳野市立中央スポーツ公園条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新

旧

別表(第6条関係)

区分		単位	料金
多目的グラウンド	半面	2時間	1,000円
	全面		2,000円
西多目的広場			1,000円
プール	大人	1人2時間以内	400円
		以後1時間までごとに	200円
	小人(小学生及び中学生)・障害者 幼児(未就学児)	1人2時間以内	200円
		以後1時間までごとに	100円
	1人	無料	

備考

- 本市の区域内に在住、在勤又は在学をする者以外の者が使用(プールの使用を除く。)をする場合は、料金の2倍の額とする。
- 小学生には義務教育学校の前期課程の児童を含み、中学生には義務教育学校の後期課程の生徒を含む。
- 障害者とは、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者をいう。
- 障害者の介護をする者(障害者1人につき1人に限る。)がプールを使用する場合は、料金の半額とする。

別表(第6条関係)

区分		単位	料金
多目的グラウンド	半面	2時間	1,000円
	全面		2,000円
西多目的広場			1,000円
コインロッカー		1回	100円

備考 本市の区域内に在住、在勤又は在学をする者以外の者が使用(コインロッカーの使用を除く。)する場合は、料金の2倍の額とする。